

上海市の交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収 変更試行に係る実務操作指針

租税制度をより一層完全化し、現代的サービス業の発展を支持するため、2011年10月26日に国务院常务会议は、増値税制度改革試行の深化・展開を決定した。すなわち、2012年1月1日から、上海市の交通運送業及び一部の現代的サービス業等において営業税につき増値税の徴収に変更する試行（以下「増値税改革試行」という。）を展開する。

先日、財政部及び国家税務総局は、「上海市において交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行を展開することに関する通知」（財税[2011]111号）を發布した。この中の付属書「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法」（以下「試行実施弁法」という。）、「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行に係る事項の規定」（以下「試行事項規定」という。）及び「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行に係る移行政策の規定」（以下「試行移行政策」という。）は、増値税制度改革試行の租税政策を明確にしている。



一、納税者及び控除納付義務者

中華人民共和国国内（以下「国内」という。）において交通運送業及び一部の現代的サービス業サービス（以下「課税サービス」という。）を提供する当市の行政区域範囲内（以下「当市」という。）の単位及び個人（上海市において税務登記手続をした単位及び個人工商業者並びに居住地が当市にあるその他の個人であり、これには当市の単位及び個人に対し課税サービスを提供する国外の単位及び個人が含まれる。）は、増値税の納税者（以下「試行納税者」という。）とし、2012年1月1日から課税サービスの増値税を納付し、課税サービスの営業税を納付しない。（参考「試行実施弁法」第1条及び第53条）

当市の単位及び個人に対し課税サービスを提供する国外の単位及び個人が国内に経営機構を設けていない場合には、当該単位又は個人の代理人又は国内の受領者は、当該単位又は個人について課税サービスの増値税を代理控除・代理納付しなければならない。国内の代理人を控除納付義務者とする場合には、国内の代理人及び受領者の機構所在地又は居住地は、必ずいずれも当市の行政区域内になければならず、しからざる場合には、なお現行の関係規定に従い営業税を代理控除・代理納付する。国内の受領者を増値税の控除納付義務者とする場合には、受領者の機構所在地又は居住地は、必ず当市になければならず、しからざる場合には、なお現行の関係規定に従い営業税を代理控除・代理納付する。（参考「試行実施弁法」第6条及び「試行事項規定」第2部分）

当市の油田・ガス田企業は、課税サービスを提供する場合には、規定に従い増徴税を納付することとし、「油田・ガス田企業増徴税管理弁法」を執行しない。(参考「試行事項規定」第1部分第(2)条)

「単位」とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会団体その他の単位をいう。「個人」とは、個人工商業者及びその他の個人をいう。「その他の個人」とは、自然人をいう。(参考「試行実施弁法」第1条)

当市の単位が請負、賃借又は名義借りの方式で国内において課税サービスを提供している場合において、請負人、賃借人又は名義借受人(以下「請負人」と総称する。)が当市の発注者、貸貸人又は名義貸出人(以下「発注者」と総称する。)の名義により対外的に経営し、かつ、発注者が関連する法律責任を引き受けるときは、当該発注者を試行納税者とする。当市にない発注者の名義により対外的に経営し、かつ、発注者が関連する法律責任を引き受けるときは、当該発注者を営業納税者とし、営業税を納付する。しからざる場合には、請負人を試行納税者とする。(参考「試行実施弁法」第2条)

二、徴収範囲

交通運送業サービスには、陸路運送サービス、水路運送サービス、航空運送サービス及びパイプ運送サービスが含まれる。一部の現代的サービス業サービスには、研究開発及び技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス(ファイナンスリース及びオペレーティングリースを含む。)並びに鑑定・証明コンサルティングサービスが含まれる。

研究開発及び技術サービス並びに文化創意サービスは、実際には従前の営業税徴収範囲における「無形資産譲渡」税目から「土地使用権」を除いた特許権、商標権、のれん、著作権及び非特許技術をカバーしている。

(具体的な規定の詳細については、「試行実施弁法」付属書「課税サービス注釈」を参照すること。)

納税者の分類管理

今回の増徴税改革試行においては、我が国の現行の増徴税の管理モデルをそのまま使用し、増徴税の納税者について分類管理を実行し、試行納税者を小規模納税者と一般納税者に分けている。小規模納税者と一般納税者との区分は、課税サービスに係る年売上額及び会計計算制度が健全であるか否かを主たる標準とし、その税額計算方法及び証憑管理等の面において異なるところがある。(参考「試行実施弁法」第3条)

「増徴税の課税サービスに係る売上額」とは、納税者が課税サービスを提供して取得する全部の代金及び代金外費用をいう。特に注意を要するのは、営業税と異なり、増徴税の課税サービスの税額計算根拠——売上額には、購入者から収受する増徴税額を含まず、すなわち、税抜き価格を税額計算根拠とすることである。(参考「試行実施弁法」第31条)